# 「自動走行実証推進事業」実施委託業務 企画提案募集要領

#### 1 公募の背景・目的

愛知県は平成27年8月、国の国家戦略特区(近未来技術実証特区)に地域指定され、「自動走行実証プロジェクト」を推進している。このプロジェクトでは、道路交通法等の規制を緩和し、無人走行車両を利用したタクシーの旅客サービスや無人配送サービスなどを目指した実証を行うこととしており、平成28年度は、山間地や離島など、道路・周辺環境が異なる様々な県内の実証エリア15か所で、自動走行の実証に取り組んだところである。

平成29年度は、国の規制緩和の動きと連動し、閉鎖空間等において、さらに技術を 高度化させた遠隔型自動走行システムなどを活用した実証実験を全国に先駆けて開始 し、社会的受容性を醸成していく。

なお、別途、自動走行技術の進展を見据え、具体的なビジネスモデルの創出に向けた 検討をあわせて行い、自動走行に関する新たな産業の創出につなげていくことを目指す。

## 2 事業名

「自動走行実証推進事業」実施委託業務

## 3 事業内容

自動走行実証推進事業(以下「本事業」という。)は、自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を活用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術(以下「遠隔型自動走行システム」という。)などを搭載した車両を用いて、実際に自動走行システムの活用が想定される環境のもとで実証実験を行うこととしている。

本事業に協力・参画を希望する県内市町村(31市町村:別添「自動走行実証推進事業 市町村一覧」及び「平成29年度自動走行実証推進事業への応募申請書」を参照。)から走行ルートを決定し、そのルートを自動走行するために必要な高精度3Dマップを更新又は作成し、自動走行の実証を行う。

併せて一般県民を対象にして、無人タクシーの更なるニーズの把握、社会的受容性の 醸成を行っていくためのモニター調査を実施する。

#### 4 委託業務の内容

(1) 高精度3Dマップの更新又は新規作成

数量:4か所以上

自動走行に必要となる高精度3Dマップの更新又は新規作成 但し、平成28年度に自動走行実証推進事業を実施したルートについては、愛知県

が高精度3Dマップを所有しているため、活用することが可能

## (2) 遠隔型自動走行システムなどによる自動走行実証実験の実施

実施箇所: 4か所以上

本事業に協力・参画を希望する市町村が提示した走行ルートについて、直進、右左 折、レーンチェンジ等の走行実証を実施し、社会実装に向けた課題やその解決策の検 討、分析を行うこと。

今回の実証実験は、遠隔型自動走行システムなどを搭載した車両を用いることとしており、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月警察庁作成。今後内容等に変更があった場合には変更後のもの、及び別途、新規に作成が予定されている「遠隔型の公道実証実験に対するガイドライン」を含む。)に即して実施する。

現時点において、遠隔型自動走行システムによる無人での自動走行車両は、通常の 交通環境下における公道(※)での走行が認められていないことから、この場合、一 部の実証実験は、専用空間を確立することなどにより、安全性を確保して実施する。

なお、今後、関係法令を所管する国の動向等から、自動走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、通常の交通環境下での道路において、当該新制度等に即して 実施する。

このため、以下の道路における実証実験が想定される。

- 公園内等の閉鎖空間道路 走行場所に他の車両及び歩行者が存在しない公道以外の道路
- 公道(道路使用許可を得た封鎖道路)

実証実験の期間中、走行場所について、他の車両及び歩行者の通行を禁止し、構造物により区画することによって、物理的に他の交通が存在しない空間を構築し、かつ公道の使用許可又は占用許可を取得した公道

但し、現時点で、確実に道路使用許可が受けられることを前提としない。事業開始までに、具体的に調整を行っていくこととなる。

- 公道(通常の交通環境下での道路)
- ※ ここでいう「公道」とは、道路交通法(昭和35年6月法律第105号)第2条第1項 で規定する「道路」の通称として用いている。

#### (3) モニター調査の実施

実施箇所: 4か所以上(1か所当たり20人から30人程度)

一般県民を対象にした無人タクシーを疑似体験するモニター調査の実施 調査の実施に当たっては、県が所有する案内アプリケーションを活用することが可能。

(4) 実証実験及びモニター調査の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた技術的な成果や課題、モニター調査の結果について取りまとめ及び検討、分析し、それらを成果報告書にまとめること。

## (5) その他

- 事業実施に当たり、スケジュール及び業務管理(再委託先がある場合を含む)を 適正に行うこと。
- 道路使用許可等の取得に当たっての関係機関等との調整を適正に行うこと。
- 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年 5月警察庁作成。今後内容等に変更があった場合には変更後のもの、及び別途、新 規に作成が予定されている「遠隔型の公道実証実験に対するガイドライン」を含 む。)に即して実施すること。
- 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
- 広報、取材への対応を適正に行うこと。

## 5 委託業務にあたっての留意点

- (1)委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の安全かつ円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2)受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。 以下同じ)を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとす ること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理する こと。
- (3)納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4)採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保 険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (7) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求め に応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (8) 本委託業務は、地方創生推進交付金を活用して実施することから、同交付金の交付 要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほ か、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (9) 上記(1) から(8) については、再委託先においても適用する。

## 6 契約条件

(1)委託金額限度額

17,966,124円(消費税及び地方消費税込み)

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。(あるいは、愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に基づき全額を免除する。)

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月16日までとする。

(4) 委託費の支払条件 事業終了後の精算払いとする。

(5) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは 認められない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積 算額と同じになるとは限らない。

## 7 応募資格

応募の資格者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体等であること。
- (2) 愛知県の平成28・29年度入札参加資格者名簿(大分類:3役務の提供、中分類:09. 航空写真・図面(但し、希望順位が01の者に限る)、小分類:01. 航空写真・図面製作、02:写図、03. 地図製作、99. その他)に登載された者であること。
- (3) 財政的基礎が健全に確立されていること。
- (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7)手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないものでないこと。 また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する 者(破産者で復権を得ない者等)でないこと。
- (9) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れ、その他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

#### 8 説明会

応募希望者を対象に、下記のとおり説明会を開催する。

### (1) 開催日

平成29年4月18日(火)午前10時から

(2) 実施場所

愛知県庁西庁舎2階 第14会議室(名古屋市中区三の丸3-1-2)

(3)参加申込方法

参加希望者は、平成29年4月14日(金)午後4時までに電子メールにより連絡すること。

E-mail:sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「自動走行実証推進事業説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・ 所属、②参加者氏名(1 社あたり 2 名まで)、③連絡先(電話、メールアドレス)を 記載すること。

出席は必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を 受けた場合、愛知県はその責任を負わない。

## 9 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補 足資料の提出を求めることがある。

### ア 提出書類

- (ア)企画提案参加申込書 9部(正本1部、副本8部とする。)
  - 別添様式1のとおり
- (イ) 企画提案書 9部(正本1部、副本8部とする。)
  - ・別添様式2から6のとおり
- (ウ)添付書類 各9部
  - ・会社パンフレット等会社の概要がわかる資料
  - 定款
  - · 決算報告書(過去2年分)
  - ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類

### イ 提出方法

持参、又は郵送(配達証明に限る)、若しくは宅配便(手渡ししたことが証明 されるものに限る)のいずれかとする。

#### ウ 提出期限

平成29年5月1日(月)午後4時(必着)

郵送・宅配便の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。その場合は、できる限り事前に電話連絡すること。

工 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎7階) 愛知県産業労働部産業振興課 自動車産業グループ 電話 052-954-6376 (ダイヤルイン)

オ 応募に関する問合せ先

問合せは、電子メール (sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp) によること。 (件名は「自動走行実証推進事業に関する問合せ」とする。)

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、 公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

## (2) 企画提案書類作成上の注意

- ア 用紙サイズは、A4縦(横書き、要ページ番号)とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3版の用紙をA4版サイズに折りたたみ挿入することは可とする。
- イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で 1か所とめる。
- ウ 企画提案は1事業者1案とする(複数の事業体で事業を実施する場合は1共同体 あたり1案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。)。
- エ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

#### 10 企画提案内容(提案項目等)

企画提案書には、次の(1)から(4)の内容について記述すること。

- (1)事業に関する企画等
  - ア 自動走行実証実験の実施市町村の提案
    - ・実施市町村は4か所以上とすること。
    - ・別添「自動走行実証推進事業 市町村一覧」及び「平成29年度自動走行実証推 進事業への応募申請書」の中から、「4 委託業務の内容」に記載の内容が実施 可能な市町村及びその選択理由を記載すること。
    - ・市町村からは、上記「平成29年度自動走行実証推進事業への応募申請書」において、自動走行システムを活用することにより解決すべき行政課題及び自らの施策展開についての明確な方向性等について書面が提出されている。そのため、実証地域(ルート)を選定する際は、当該地域における行政課題の解決や施策展開を通じて、将来的な輸送サービスの実現(ビジネス展開)の可能性が高いと考えられるところを優先すること。
  - イ 自動走行実証実験の実施システム及び車両の提案
    - ・遠隔型自動走行システムを搭載した車両を用いることを条件とし、それ以外のシ

ステム、車両についても提案すること。提案に当たっては、市町村の行政課題等 に対応するなど、最適なものとすること。

- ウ 実証実験の実施コンソーシアム (再委託先等) の提案
  - ・実証実験を実施するにあたり、他の企業や大学・研究機関とコンソーシアムを形成して行う場合、その者と理由、役割等を記載すること。
- エ 無人タクシーを想定したアプリケーションの活用方法の提案
  - ・平成28年度に作成した案内アプリケーションを活用、改良又は新規作成し、乗客と自動走行車両を繋ぐ上で、乗客が求める情報を正しく案内できるものとする こと (例 画面表示内容、音声認識、ジェスチャー、デザイン等)。
- オ モニター調査の内容の提案
  - ・1か所当たり20人から30人程度に対してモニター調査を実施すること。
  - ・アンケート調査(安全性、利便性、活用方法等)を実施し、課題等を抽出し、取りまとめ、検討、分析すること。
- カ 事業実施スケジュールの提案

以下の項目について、事業実施スケジュールを記載すること。

- 高精度3Dマップの更新又は新規作成
- 自動走行の実証実験
- モニター調査
- 成果の取りまとめ(技術的な成果・課題、モニター調査の結果取りまとめ、 検討、分析を含む)

## キ 付加提案

その他本事業を更に効果的に実施するために必要となる事項につき、記載すること。

### (2) 概算費用

事業の実施に係る概算費用(見積額)を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。(代表者印を押印のうえ、「愛知県知事」宛としたもの)

### (3) 事業の受託実績

過去3年間(平成26年度~平成28年度)に主催又は受託した類似事業(実証実験等)の企画・運営に係る実績を記述すること(補助事業を除く)。

なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した事業の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、事業金額、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

#### (4) 事業実施体制及びスタッフの業務経歴

事業を受託した場合の業務を実施する体制(組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制等)及び業務に従事するスタッフの過去の業務経歴を記述すること。

(5) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類

## 11 提案の審査・選定等

### (1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

## (2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類(以下「提案書」という)について、 形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が3件を超えてある場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う(選定委員会と同様の基準にて審査)。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

## 【委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

- ※ プレゼンテーションは1者10分程度、パソコン、プロジェクター等の電子 機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。
- ※ プレゼンテーションの日時は別途連絡する。

# (3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際の主な選定基準は、以下のとおりとする。

項目	内容
自動走行実証実験の実施市町村の	・提示した31市町村の中から実施市町村は4か所以上
提案	となっているか。
	・その選択理由は明確に記載されているか。
	・実証地域(ルート)を選定する際は、当該地域におけ
	る将来的な輸送サービスの実現(ビジネス展開)の可
	能性が高いと考えられるところを優先しているか。
自動走行実証実験の実施システム	・遠隔型自動走行システムを搭載した車両を用いること
及び車両の提案	を条件とし、それ以外のシステム、車両についても提
	案しているか。また、市町村の行政課題等に対応する
	など、最適なものとしているか。
実証実験の実施コンソーシアム (再	・実証実験を実施するにあたり、他の企業や大学・研究
委託先等) の提案	機関とコンソーシアムを形成して行う場合、その者、
	理由、役割等が記載されているか。
	・必要となる再委託先は自動走行の技術、技能を有する
	など適切であるか。

無人タクシーを想定したアプリケ	・平成28年度に作成した案内アプリケーションを活用、
ーションの活用方法の提案	改良又は新規作成し、乗客と自動走行車両を繋ぐ上で、
	乗客が求める情報を正しく案内できるものとなってい
	るか。
モニター調査の内容の提案	・モニター調査の実施対象、人数等は適切であるか。
	・モニターに対してどのような内容のアンケートを実施
	するのか。
事業実施スケジュールの提案	・事業実施スケジュール(高精度3Dマップの更新又は
	新規作成、自動走行の実証実験、モニター調査、成果
	の取りまとめ)は無理なく設定しているか。
付加提案	・実証実験の効果を高める提案等、当事業の効果を高め
	る提案がなされているか。

## また、その他の審査基準は以下のとおりである。

- 社会的価値の実現に資する取組等
  - ・IS014001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジ メントシステム認証の有無
  - ・障害者法定雇用率の達成の有無
  - ・あいち女性の輝きカンパニー認証の有無
  - ・女性の活躍促進宣言提出の有無
  - ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業への登録の有無
  - ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書提出の有無
  - ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入の有無
  - ・エコ通勤優良事業所の認証の有無
  - ・愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録の有無
  - ・その活動報告書提出の有無

# (4) 審査結果の通知

審査結果は、平成29年5月下旬(予定)までに全提案者に文書で通知する。 なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の 対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じ られない。

## (5) 契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。

ただし、協議等が整わない場合は次点者が改めて県と協議等を行うこととする。なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実

施することを約束するものではない。

## 12 スケジュール (予定)

- ・4月18日(火) 事業者への事業説明会
- ・5月 1日(月) 企画提案の締切
- · 5月中旬 審査会開催(事業者決定)
- 6月上旬 契約締結

#### 13 その他

- (1)企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案 書は返却しない。
- (2) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由、押印のこと)を提出すること。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しく は指示事項に違反した場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事 実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (4) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

## 14 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(愛知県庁西庁舎7階) 愛知県産業労働部産業振興課 自動車産業グループ(那須、福田) 電話 052-954-6376(ダイヤルイン)